

足利市学校電子図書館システム運用業務委託仕様書

1 業務名

足利市学校電子図書館システム運用業務委託

2 業務の目的

子どもの読書量の確保や多様な図書に親しむ機会の提供のために、市立小中学校の児童生徒及び教職員が利用できるクラウド型学校電子図書館サービスを導入し、場所や時間を選ばずに図書に触れ、読書に親しむ子どもの育成を図る。また、学校電子図書館を調べ学習や自主学習にも活用することで、子どもの学力向上に資する。

3 基本方針

- (1) 市で1つの学校電子図書館システムを導入し、市教育委員会が運営すること
- (2) 市内33校の公立小・中学校の児童生徒(約9500名)及び教職員(約800名)が利用すること
- (3) 1人1台タブレット端末で、小学生でも簡単に利用できる電子図書館であること
- (4) 市教育委員会及び各学校の学校図書館担当者が選書した電子書籍が読めること。
- (5) 図書の魅力を紹介し、誰もが利用したくなる電子図書館であること
- (6) アクセシビリティ、ユーザビリティに優れた電子図書館であること
- (7) 管理者によるページの更新やデータ管理が簡単であること
- (8) 利用者IDの設定やページの更新などが、作業後に速やかに反映されること
- (9) 自然災害や感染症などによる緊急事態時においても、継続的に利用できること
- (10) サーバーなどのシステムは、年間を通じた稼働を原則とし、障害などの早期発見・早期改善ができること
- (11) 常に最新で万全なセキュリティが確保できること

4 契約内容及提案限度額

(1) 契約期間

契約締結日より2年間

(2) 提案限度額

17,000,000円(消費税等込)

(3) 提案内容

提案にあたっては、契約日を令和5年1月1日と仮定し、令和5年1月からシステムを運用開始し、令和6年12月末日までの2年間下記の条件でシステムを運用するものとした場合における費用の一切を(2)の提案限度額内で提案すること。

なお、実際の契約に当たっては、契約方法、契約開始日、導入コンテンツの内容、数量等については双方協議して決定するものとする。

ア システム導入初期費用

イ クラウド使用料、その他システム保守、運用に係る費用

(令和5年1月～令和6年12月の24か月分とする)

ウ 無期限で使用できる有料電子書籍コンテンツ2000冊の使用料

(初期導入2000冊程度とする。)

エ 有期限又は限定回数で使用できる有料電子書籍コンテンツ2000冊の使用料

(初期導入1000冊程度とし、令和5年度前半に500冊程度、令和6年度前半に500冊程度導入するものとする)

※初期導入は無期限、有期限合計で3000冊とすること。

オ その他、契約期間内に発生すると思われる費用

(4) 令和5年度以降のシステム運用・保守については、予算の確保が出来ない場合は、契約を解除する場合がある。

5 業務内容

(1) 学校電子図書館システムの導入

① 進捗管理

ア 契約締結後、速やかに足利市（以下「市」という。）と学校電子図書館システム導入に向けて協議、打合せを行い、導入業務に係る業務工程表を提出すること。

イ 業務工程表提出後は、これに基づき、運用開始までの進捗管理を実施すること。

② システム構成

ア 学校電子図書館システムは、足利市教育委員会が運営を行い、管理面は足利市教育委員会と学校が行う小・中学生専用の電子図書館システムであること。

イ 学校電子図書館システムのサービスはクラウド方式で提供されることとし、市は、サーバー等システム導入に係る機器の設置が不要であること。

ウ 利用者は足利市立小・中学校の児童生徒及び教職員であり、インターネット経由で学校電子図書館サイトにアクセスし、ID、パスワードを入力することで、電子書籍等の検索、貸出、返却、予約及び閲覧ができること。

エ 閲覧端末として、タブレット端末（OS:ChromeOS、ios、Android等）及びパーソナルコンピュータ（OS:Windows、Mac等）及びスマートフォンに対応していること。

オ インターネット接続可能な端末に標準搭載されている最新ブラウザ（Google Chrome、Microsoft Edge、Safari等）であればデバイスに依存することなく閲覧できること。

カ 電子書籍を閲覧する際は、各種アプリケーション（インターネットブラウザを除く）のダウンロード及びインストールが不要であること。

③ 安定稼働

システムの障害、機器の故障等に備え、本サービスが停止しないような構成とすること。

(2) 学校電子図書館システムの維持管理

① サービスの提供

サービスの提供は、年間を通して行うこと。ただし、メンテナンスその他緊急やむを得ない作業実施でサービスを停止するときは、可能な限り短時間とすること。この場合、事前に市に停止日時及び停止時間を通知すること。

② サポート及び障害対応

ア 市職員及び学校関係職員等が利用できるサポート窓口を用意し、問い合わせ、不具合等の対応に応じること。

イ アクセス障害等の不具合が発生した場合には、速やかに不具合解消の対応を行うこと。この場合、サービス停止が必要なときは、事前に市に通知の上実施すること。

③ セキュリティ要件

市が定めた情報セキュリティポリシー、個人情報保護条例等の各種規定及び関係法令を遵守すること。

ア データ保護

プライバシー保護の観点から、個人情報が含まれるデータの保護対策については、万全の措置を行うこと。

イ 不正アクセス防止

学校電子図書館システムで認証されたユーザーID以外からの不正アクセスを禁止する対策を講じること。また、システム利用以外のアクセスをシャットダウンするとともにサービス利用時にはパスワードによる認証を設けること。

ウ 通信

暗号化により通信のセキュリティが保証されること。

エ ウイルス対策

システムを構築するサーバーにウイルス対策を行い、常に最新の状態を保つこと。定期的なバックアップも可能とするが、原則として、実施日を事前に市に通知すること。

(3) 電子書籍コンテンツの提供

① EPUB形式での提供及び、多様なフォーマット（MP4、MP3、Audio等）の電子書籍も提供できること。

② 無期限コンテンツ、有期限・貸出回数制限コンテンツ、青空文庫等様々なライセンス形態の電子書籍に対応できること。

- ③ 事業者は、契約締結後速やかに、市が電子書籍を選定できるシステムを構築すること。
 - ④ 事業者は、システム稼働時に提供可能とする初期導入分の電子書籍について、市が提示する提案限度額の範囲内で3000コンテンツ提案すること。また、別途指示がある場合には、電子書籍の資料等を調製し提供すること。
 - ⑤ 洋書（児童書や絵本を含む）が提供可能であること。
 - ⑥ 電子書籍の使用料は、本契約とは別に契約することとする。
- (4) 学校電子図書館システムの利用及び運用に関する支援
- ① 利用者（ID）の管理
 - 利用者に付与するID等の運用方法等について支援を行うこと。
 - ② 操作に関する運用支援
 - ア 市職員および学校関係職員に対して、操作方法等の研修、操作説明書及び利用者へのQ&Aの作成、提供等の運用支援を行うこと。
 - イ 利用者向けの操作説明書の作成、利用促進の支援を行うこと。
 - ③ 提供サービス
 - 配信する電子書籍等は、「出版社が保有する商用コンテンツ」及び「市および学校の広報紙」、「児童生徒の作品」等とし、それらを一元管理して配信できること。

6 スケジュール

令和4年 9月22日（木）	公示
10月 3日（月）	質問の受付期限
令和4年10月14日（金）	参加表明書等の提出期限
令和4年11月 2日（水）	企画提案書等の提出期限
令和4年11月11日（金）	プレゼンテーション開催
令和4年11月中（予定）	審査結果通知発送、優先交渉権者との協議及び契約
令和4年12月～令和5年1月	学校電子図書館システム構築、選書作業、教職員研修
令和5年 1月	運用開始

※契約から運用開始までに必要な項目について、包括的なスケジュールを提案すること。

7 機能要件

別紙システム機能要件確認表（様式第5号）で「○」を記した事項は維持し、「△」及び「×」を記した事項は、市と協議し、実現に努めることとする。

8 納入成果物

本業務における納入成果物及び数量については、次のとおりとする。

なお、次表の1を除く成果物については、電子データを市に納入すること。

No.	納入成果物	数量	納入期限
1	電子図書館システム	一式	運用開始日
2	業務工程表	一式	契約締結後14日以内
3	協議録	一式	協議実施後7日以内
4	操作説明書（管理者用・利用者用）	一式	研修開始日の14日以上前

9 再委託の禁止

受託者は、本業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により市の承諾を得たときは、この限りでない。

10 作業の報告

受託者は、作業を実施するに当たっては、市と連絡を密にするとともに、作業の進捗状況等を報告すること。

11 秘密の保持及び個人情報の保護

受託者は、本契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報を処理する業務の委託に関する特記仕様書」を遵守しなければならない。

12 情報セキュリティポリシーを踏まえた業務の履行

受託者は、足利市情報セキュリティポリシーの要旨を踏まえ、以下の事項を遵守すること。

(1) 複写及び複製の禁止

受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、市が貸与する原票、資料、その他貸与品等及びこれらに含まれる情報（以下「市からの貸与品」という。）を、市の承諾なくして複写及び複製をしてはならない。

(2) 作業場所以外への持出禁止

受託者は、市が指示又は承認する場合を除き、市からの貸与品等（複写及び複製したものを含む。）について市が指示又は承認する場所以外へ持ち出してはならない。

13 その他

(1) 本契約の履行に伴い発生する成果物等は、全て市に帰属すること。

(2) 本仕様書に記載のない事項であっても、業務を実施するために必要な事項を実施し、これらの費用を負担すること。

(3) 本仕様書の内容について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項につい

ては、市と協議の上、決定すること。

14 問合せ先

〒326-8601 栃木県足利市本城三丁目2145

足利市教育委員会事務局学校教育課 担当：山田

電 話：0284-20-2220

F A X：0284-22-0696

メール：gakukyou@city.ashikaga.lg.jp

H P：<https://www.city.ashikaga.tochigi.jp>

個人情報を処理する業務の委託に関する特記仕様書

1 基本事項

足利市（以下「市」という。）から個人情報を処理する業務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、当該受託した業務（以下「受託個人情報処理業務」という。）を行うに当たっては、足利市個人情報保護条例（平成 14 年 3 月 25 日条例第 5 号）その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

2 秘密の保持

受託者は、受託個人情報処理業務に関して知り得た個人情報を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。受託個人情報処理業務に係る契約が完了し、又は解除された後においても、同様とする。

3 従事者への周知

受託者は、受託個人情報処理業務に従事する者に対し、この特記仕様書に定める事項を十分に説明するとともに、在職中及び退職後においても、受託個人情報処理業務に関して知り得た個人情報を漏らし、又は不当な目的に使用してはならないこと等個人情報の保護に関して必要な事項を周知徹底しなければならない。

4 再委託の禁止

受託者は、受託個人情報処理業務を自ら行うものとし、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、市が承諾をしたときは、この限りでない。

5 目的外利用等の禁止

受託者は、市の指示又は承諾のあるときを除き、受託個人情報処理業務に関して知り得た個人情報を当該受託個人情報処理業務を行う目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

6 複写等の禁止

受託者は、市の指示又は承諾のあるときを除き、受託個人情報処理業務を行うために市から提供又は貸与を受けた個人情報が記録された資料を複写し、又は複製してはならない。

7 資料等の返還

受託者は、受託個人情報処理業務に係る契約が完了し、又は解除されたときは、直ちに、当該受託個人情報処理業務を行うために市から提供若しくは貸与を受け、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を市に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、市が別に指示したときは、この限りでない。

8 作業範囲等の明確化

受託者は、受託個人情報処理業務における個人情報の処理の作業範囲、作業内容及び作業責任を明確にしておかななければならない。

9 適正な管理

受託者は、受託個人情報処理業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、紛失、き損その他の事故の防止を図り、個人情報を適切に管理するために、個人情報の管理責任者の設置、個人情報の保管方法の指定その他の必要な措置を講じなければならない。

10 事故発生時における報告

受託者は、受託個人情報処理業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、紛失、き損その他の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに市に報告し、市の指示に従うものとする。受託個人情報処理業務に係る契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

11 立入検査

市は、個人情報を保護するために必要があると認めるときは、受託者に対して受託個人情報処理業務に係る個人情報の管理状況等について立入検査をし、又は報告を求めることができる。この場合において、受託者が個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づく規定を定めているときは、市はその規定を尊重するものとする。

12 契約の解除及び損害賠償

市は、受託者がこの特記仕様書に定める事項に違反したときは、受託個人情報処理業務に係る契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

13 その他

この特記仕様書に定めのない事項又はこの特記仕様書に定める事項に疑義が生じたときは、市と受託者が協議して定めるものとする。